

浮き城のまち景観賞 制度概要

■ 目 的

長い歴史に育まれた郷土の資源を見つめ直すきっかけづくりとともに、「景観」に対する市民意識の醸成及び向上を図り、景観に配慮したまちづくりを推進する。以って地域の個性を伸ばす景観形成に寄与することを目的とする。

■ 経 緯

平成 17 年に創設。これまで 5 回の実施により、計 10 作品を表彰。

■ 表彰対象

- 1 市内に所在する建築物等（建築物若しくは一団の建築物又はその他の構築物）で、現に使用されているもの。
 - (1) 周辺環境の向上と景観上の調和を図った建築物等
 - (2) 植栽など一体的に美観形成を図り、まちづくりに寄与している建築物等
 - (3) 都市空間を効果的に利用し、市民に親しまれ、心に潤いを与えている建築物等
 - (4) 建築物自体の美しさを造形意匠上、効果的に表現した建築物等
 - (5) その他浮き城のまち景観賞の表彰の目的に該当する建築物等
- 2 市内に存在する自然景観等（自然景観及びこれらで構成されている路地や街並み）
 - (1) 良好的な景観の形成上特に優れていると認められる公園、庭園、広場、河川、水路、池、橋、彫刻、モニュメント等及びこれらで構成されている路地や街並み
 - (2) その他景観賞の表彰の目的に該当する自然景観等
- 3 その他、目的に対し特に功績のあった者。
 - (1) 景観協定やまちづくり規範などを策定し、景観に配慮したまちづくりを行ふことに寄与した個人又は団体
 - (2) 魅力的なまちづくりの活動や良好な景観を守り育てる活動を積極的に行っている個人又は団体

■ 審査～表彰まで

「行田らしさ」「美しいまちづくり」の2つの視点から審査し、委員一人ひとりの感性により評価（1次審査のみ点数化）。

1 一次審査（本日）

全ての応募作品について、写真をもとに審査基準による点数評価を行い、上位10作品程度を選定する。

2 現地審査（11月上旬～中旬予定）

1次審査を通過した全作品を、現地において自らの目で確認し、各自が評価を行う。

3 最終審査（11月上旬～中旬予定）

現地審査の評価、意見を各自が出して意見交換を行い、他者の意見も参考にしたうえで各自の最終評価を固める。1次審査通過作品の中から審査員各自が2作品を推薦し、推薦数の多い作品を景観賞表彰作品と決定する。

4 表彰式（11月予定）

当該作品の所有者、設計者、施工者（建築物の場合）を表彰する。所有者が国、県、市の場合は、当該景観の保全等に関わる団体や人物を表彰する、または受賞の周知のみとする等の対応を検討する。

■ その他

- ・ 審査員が景観賞対象候補作品に関与している場合には、最終審査においてはその対象作品を推薦しないものとする。
- ・ 応募から表彰までの間に表彰に値しない不祥事が生じた場合であって、所有者にその原因があるときは、作品を表彰対象から除外する。設計者又は施工者に原因があるときは、その設計者又は施工者を表彰対象から除外する。